

新興感染症対応力強化事業(協定締結医療機関施設・設備整備事業)について

【目的】 改正感染症法に基づき、今後の新型インフルエンザ等感染症等の発生時に速やかに対応できるよう、県と協定を締結する医療機関の感染症への対応力を強化する。

【概要】 県と協定を締結する医療機関における感染症の対応に適した個室病床、病棟のゾーニング、個人防護具の保管庫等の施設・設備整備に対する支援を行う。

【施策のスキーム図、実施要件】

	補助対象	補助内容	補助率
<p>国 (厚生労働省)</p> <p>↓ 補助</p> <p>都道府県</p> <p>↓ 補助</p> <p>協定締結 医療機関</p>	①病床確保を内容とする協定締結医療機関	下記等の施設整備に対する補助等 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の対応に適した個室病床の整備 ・多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置 ・ゾーニングのための病棟出入口の扉の設置 ・個人防護具保管庫の整備 	・個室整備：国1/3、都道府県1/3、事業者1/3 ・個室整備以外：国1/2、都道府県1/2
	②発熱外来又は自宅療養者等医療を内容とする協定締結医療機関（訪問看護事業者、薬局を含む）	個人防護具保管庫の整備に対する補助	※個室整備は、平時の通常医療にも使用するものであり、国1/3、都道府県1/3、事業者1/3とし、個室整備以外は、基本的に感染症発生時の感染症対応に使用するものであり、国1/2、都道府県1/2とする。
	③病床確保又は発熱外来を内容とする協定締結医療機関	感染症の対応に適した以下の設備整備に対する補助 <ul style="list-style-type: none"> 〔病床確保〕 ・簡易陰圧装置、検査機器(汎用PCR検査機器)、簡易ベッド 〔発熱外来〕 ・検査機器(汎用PCR検査機器)、簡易ベッド、HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なもの) 	

※ 協定による病床確保、発熱外来又は自宅療養者等医療に関係する施設・設備に限る。
 ※ 設備整備は、新規購入・増設の場合に補助対象とし、更新は補助対象外とする。

新興感染症対応力強化事業(協定締結医療機関施設・設備整備事業)について

	補助対象	補助基準額	補助率
病床確保を内容とする協定締結医療機関(病院、診療所) ※ 協定締結が決まっている場合を含む。 ※ 協定による病床確保、発熱外来又は自宅療養者等医療に関係する施設・設備に限る。 ※ 設備整備は、新規購入・増設の場合に補助対象とし、更新は補助対象外とする。	○病室の感染対策に係る整備 ・新興感染症発生・まん延時において、新興感染症の患者を受け入れるための個室の整備(専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む)等	1室当たり 14,546,000円	国 1/3 都道府県 1/3 事業者 1/3
	○病棟等の感染対策に係る整備 ・新興感染症発生・まん延時において、多床室を個室化するための可動式パーティションの設置 ・病棟入り口の扉の設置 ・病棟のゾーニングを行うための改修等	1㎡当たり 239,300円	国 1/2 都道府県 1/2
	○个人防护具保管施設の整備 ・个人防护具保管庫の設置 ・个人防护具保管スペース確保のための建物改修等	1㎡当たり 239,300円	国 1/2 都道府県 1/2
	設備整備 ○簡易陰圧装置	1床当たり 4,320,000円	国 1/2 都道府県 1/2
発熱外来を内容とする協定締結医療機関(病院、診療所) ※ 協定締結が決まっている場合を含む。	○検査機器(PCR検査装置)	1台当たり 9,350,000円	国 1/2 都道府県 1/2
	○簡易ベッド	1台当たり 51,400円	国 1/2 都道府県 1/2
	○个人防护具保管施設の整備 ・个人防护具保管庫の設置 ・个人防护具保管スペース確保のための建物改修等	1㎡当たり 239,300円	国 1/2 都道府県 1/2
	○検査機器(PCR検査装置)	1台当たり 9,350,000円	国 1/2 都道府県 1/2
自宅療養者等医療を内容とする協定締結医療機関(病院、診療所、薬局、訪問看護事業所) ※ 協定締結が決まっている場合を含む。	○簡易ベッド	1台当たり 51,400円	国 1/2 都道府県 1/2
	○HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る)	1施設当たり 905,000円	国 1/2 都道府県 1/2
	○个人防护具保管施設の整備 ・个人防护具保管庫の設置 ・个人防护具保管スペース確保のための建物改修等	1㎡当たり 239,300円	国 1/2 都道府県 1/2

公費負担 2/3

公費負担 10/10

1